

岩手県選挙管理委員会告示第90号

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年12月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県選挙管理委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表1（第6条関係）				別表1（第6条関係）		
	区分	単位	金額	区分	金額	
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 （両面に複写した場合には、20円）	1 乾式の複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	用紙1枚につき 10円（両面に複写した場合には、20円）
	カラー	1枚につき	40円 （両面に複写した場合には、80円）		カラー	用紙1枚につき 40円（両面に複写した場合には、80円）
				2 <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第1項の報告書、書面及び政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）に限る。）</u>	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき 50円に収支報告書等1枚ごとに 10円を加えた額	
				3 <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX62</u>	光ディスク1枚につき150円に 収支報告書等1	

				<u>81に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付（収支報告書等に限る。）</u>	<u>枚ごとに10円を加えた額</u>
				<u>4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付（収支報告書等に限る。）</u>	<u>光ディスク1枚につき170円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額</u>
				<u>5 1から4までに掲げる以外のものの交付</u>	<u>当該交付するものの作成に要する費用に相当する額</u>
				<u>備考 2から4までの項の規定による交付は、委員会が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）によりこれらを行うことができる場合に限り行うものとする。</u>	
				<u>備考 改正部分は、下線の部分である。</u>	
				<u>附 則</u> この告示は、平成21年1月1日から施行する。	

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。